令和五年度研修会において議決を行った改正案

第四章　役員

(本部役員)第七条

本連盟には次の役員を置く。

(中略)

六　総務(最低限七名、但、若干の増加を認める)

七　全日本学生弓道連盟副委員長(一名)

八　全日本学生弓道連盟女子部副委員長(一名)

書記

↓改正案

(本連盟役員)第七条

本連盟には次の役員を置く。

(中略)

六　書記

七　広報

八　総務(最低限八名　但、若干の増加を認める)

九　全日本学生弓道連盟関西支部執行副委員長(二名)

（投票）投票参加校 48 校　賛成 48 校

(選　出)第八条

① 前条における本部役員の選出方法については、別に細則を持って定める。ただし前条第六号を除く役員は、第六号に規定する役員に就任した経歴のある者でなければ、これに就任することは出来ない。

↓改正案

① 前条における本連盟役員の選出方法については、別に細則を持って定める。ただし前条第八号を除く役員は、第八号に規定する役員に就任した経歴のあるものでなければ、これに就任することはできない。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

(中央委員)第一四条　→　(中央委員)第一六条　に条文位置を変更

（書記）　第一五条　→　　（書記）　第一四条　に条文位置を変更

（広報）　第一五条　　追記

(中央委員)第一四条

全日本学生弓道連盟規約第十七条に規定する中央委員会は、委員長及び委員長の指定する第七条に規定する役員がこれを兼ねるものとする

（書記）　第一五条

書記は主として記録業務を担当し、各役員の補佐も行う。

↓改正案

（書記）　第一四条

書記は主として記録業務を担当し、各役員の補佐も行う。

（広報）　第一五条

広報は主として広報業務を担当し、各役員の補佐を行う。

(中央委員)第一六条

全日本学生弓道連盟規約第十七条に規定する中央委員会は、委員長及び委員長の指定する第七条に規定する役員がこれを兼ねるものとする

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

以降、第一五条追記時、条文番号の訂正が随時生ずる

（任　期）

第一六条

二回生の五月から三回生八月までを総務期間、三回生の九月から四回生の九月までを役員期間とし、計二年三ヶ月とする。

↓改正案

第一七条

二回生の四月から三回生の八月までを総務期間、三回生の九月から四回生の八月までを役員期間とし、計二年五ヶ月とする。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

第五章　委員会

（構　成）

第一八条

委員会は主将会議と女子責任者会議から構成される。

↓改正案

第一九条

委員会は主将会議と研修会から構成される。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

（審　議）

第一九条

① 原則として主将会議は男子部について、女子責任者会議は女子部についての議案を審議する。ただしこの規則に特別の定めのある場合、及び加盟校の三分の一以上による要求のある場合を除いて、主将会議の議決を委員会の議決とみなすことが出来る。

② 委員会は特に必要があると認めた案件を審査するため、特別審議会を設けることが出来る。
③ 特別審議会の構成については、規則によってこれを定める。

↓改正案

第二〇条

① 委員会は特に必要があると認めた案件を審査するため、特別審議会を設けることが出来る。
② 特別審議会の構成については、規則によってこれを定める。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

(定例委員会)第二〇条

委員会は少なくとも年一回、原則として十二月上旬に定時に開くことを要する。
②委員会の招集は役員会が行なう

↓改正案

(研修会)　第二一条

① 研修会は少なくとも年一回、原則として十二月上旬に定時にきらくことを要する。
② 委員会の招集は役員会が行う。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

(定足数)第二二条　→　(定足数)第二三条　/　(無断欠席の禁止)第二四条　に条文内容を変更

(定足数)第二二条

委員会は加盟校の三分の二以上の出席、又は委任状による委任がなければ議事を開き議決することができない。ただし加盟校の無断欠席は認めない

↓改正案

(定足数)第二三条

委員会は加盟校の三分の二以上の出席、又は委任状による委任がなければ議事を開き議決することができない。

(無断欠席の禁止)第二四条

① 加盟校は正当な理由なくして委員会に欠席することは出来ない。
② 加盟校が欠席する場合は、会議前日までに欠席届を委員長へ提出すること。その際、委任状を提出すること。
③ 無断欠席の場合は、罰則金五千円を科す。
④ 無断遅刻の場合は、無断欠席同様に罰則金五千円を科す。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　反対 1 校

(議決権の行使)

第二四条

委員会における議決権は、主将会議及び女子責任者会共に各校の代表者一名のみがこれを行使することができる。

↓改正案

第二六条

委員会における議決権は、各校代表者一名のみがこれを行使することができる。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

（議長）

第二五条

委員会の議長は委員長がこれにあたる。ただし女子責任者会議は、女子部委員長がこれにあたるものとする。

↓改正案

第二七条

委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

第六章　学連会議

（無断欠席の禁止）

第二七条

① 加盟校は正当な理由なくして学連会議に欠席することはできない。

② 加盟校が欠席する場合は、欠席届を会議前日までに委員長宅へ郵送する。主将会議及び女子責任者会議の場合は、委任状を同封する。欠席届及び委任状は、いずれも書面に限る。

③ 欠席校には、その会議で配布した書面を郵送する。その際、その郵送費請求のため、役員は、振込用紙を同封する。郵送物を受け取った加盟校は、受け取った日から七日以内に郵送費を振り込む。

④ 無断欠席の場合は、罰則金五千円を科す。

↓改正案

第二九条

① 加盟校は正当な理由なくして学連会議を欠席することはできない。

② 加盟校が欠席する場合は、会議前日までに欠席届を委員長へ提出すること。

③ 無断欠席の場合は、罰則金五千円を科す。

④ 無断遅刻の場合は、無断欠席同様に罰則金五千円を科す。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

（回収書類の期日厳守）

第二八条

会議での配布種類に示された期限を守らなかった加盟校には、罰則金五千円を科す。

↓改正案

第三〇条

① 会議での配布書類に示された期限を守らなかった加盟校には、罰則金五千円を科す。

② 重要書類に関して更に追加期限を定めた場合、この追加期限を守らなかった加盟校には第四五条に基づき戒

告を科す場合がある。

※改正案の第三〇条二項「重要書類…(中略)…加盟校は第四五条に…(後略)」は規約改正案が承認された場合、四五条→四七条に変更する。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　反対 1 校

第八章　会計

（財　源）

第三八条

本連盟の経費には次の各号の収入を財源として充足する。

一　加盟校の連盟費、部員登録費及び連絡所使用料

二　加盟校の大会参加費

三　援助金、寄付その他

↓改正案

第四〇条

一　加盟校の連盟費、部員登録費及び本部使用料

二　加盟校の大会参加費

三　役員負担金

四　援助金、寄付その他

（投票）会議参加校 48 校　賛成 46 校　反対 2 校

（登録費の納入）

第三九条

前条第一号に関する登録費等は、次の規定により納入することを要する。

一　連盟費は年間一万円とし、前期、後期二回に分けてそれぞれ半額ずつ納入するものとする。

二　部員登録費は前期に一人八百円、後期に一人五百円納入するものとする。

三　連絡所使用料は部員一人四百円とし、後期に納入するものとする。

↓改正案

第四一条

前条第一号に関する登録費等は、次の規定により納入することを要する。

一　連盟費は年間一万円とし、前期、後期二回に分けてそれぞれ半額ずつ納入するものとする。

二　部員登録費は前期に一人千円、後期に一人千円納入するものとする。

（投票）　会議参加校 48 校　賛成 44 校　反対 4 校

第九章 加盟・脱退・活動休止

（脱退及び活動休止・再開）

第四四条

① （省略）

② 本連盟規約第四二条に定める規定人数…(中略)…休止する期間中は連盟費及び部員登録費、連絡所使用料等を納入する必要はない。…(後略)

③ 《活動再開》本規約第四二条に定める…(中略)…これに伴う連盟費及び部員登録費、連絡所使用料等の…(後略)

↓改正案

第四六条

① （省略）

② 《活動休止》本連盟規約第四四条に定める規定人数…(中略)…休止する期間中は連盟費及び部員登録費、本部使用料等を納入する必要はない。…(後略)

③ 《活動再開》本規約第四四条に定める…(中略)…これに伴う連盟費及び部員登録費、本部使用料等の…(後略)

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

第二編 競技規則

第十二章　　審判規定

第一節 審判総則

(審判員)

第四九条

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 審判は原則として二回生以上とする。(後略)

⑤ 審判は審判用紙に意見書を付記して提出する。

↓改正案

第五一条

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 主審は原則として二回生以上とする。(後略)

⑤ 審判員は、役員会以外が務める場合は、原則として競技者と同性とする。人数的にやむを得ない場合のみ、役員会、当該試合に関与する加盟校に報告の上、異性による遂行を許可する。

⑥ 審判は審判用紙に審判意見書を付記して提出する。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

(事前説明)

第五一条

試合期間前に審判マニュアルを作成し、主将による会議を開催する。

↓改正案

第五三条

役員会は、試合期間前に審判マニュアルを作成し、審判講習会を開くことができる。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

第十三章　　競技規則

第一節 総則

（棄権）

第七八条

次の各号に規定する場合は相手校と協議の上、審判員は当該大学が棄権したものとみなすことができる。

一　試合当日無断欠席した場合。

二　試合当日に定刻を遅刻した場合。ただし正当な理由がある場合を除く。

↓改正案

第八〇条

次の各号に規定する場合は当該試合に関与する加盟校と協議の上、審判員が棄権したものとみなすことができる。

一　試合当日無断欠席した場合。

二　試合当日に定刻を遅刻した場合。ただし正当な理由がある場合を除く。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　未投票 1 校

第二節 男子リーグ戦規定

（リーグ制）

（異性の仕事参加について）

第九七条

試合参加人数が 10 人以下であれば、最大 4 人まで異性の参加を認める。リーグ戦開始前から参加人数の条件を満たす場合はリーグ戦アンケートにて報告を行い、開催後、一時的に条件を満たす場合は学連及び関係校に連絡を入れること。応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

↓改正案

第九九条

異性の仕事参加は、試合参加数が選手を除いて六名に満たない場合、不足分の異性の参加を認める。リーグ戦開始前に事前に本連盟に報告し、承認が得られた場合にリーグ戦期間中の異性の仕事参加を認める。応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

上記規約が承認された場合、第五節においても同様に訂正する。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　未投票 1 校

第三節 女子リーグ戦規定

（リーグ制）

（異性の仕事参加について）

第一〇八条

試合参加人数が女子 6 人以下であれば、最大 4 人まで異性の参加を認める。リーグ戦開始前から参加人数の条件を満たす場合はリーグ戦アンケートにて報告を行い、開催後、一時的に条件を満たす場合は学連及び関係校に連絡を入れること。応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

↓改正案

第一一〇条

異性の仕事参加は、試合参加数が選手を除いて六名に満たない場合、不足分の異性の参加を認める。リーグ戦開始前に事前に本連盟に報告し、承認が得られた場合にリーグ戦期間中の異性の仕事参加を認める。応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　未投票 1 校

第五節 新人戦

（出場者登録）

第一一六条

各大学は委員会があらかじめ指定した期日までに、新人戦出場者を本連盟に登録しなければならない。

↓改正案

第一一八条

各大学は役員会があらかじめ指定した期日までに、新人戦出場者を本連盟に登録しなければならない。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

（競技方式）

第一一七条

加盟校を抽選により…(中略)…。ただし前年度新人戦の優勝校、準優勝校、第三位校は同一ブロックに分類せず、かつ各ブロック内でシード校とする。

↓改正案

第一一九条

加盟校を抽選により…(中略)…。ただし、原則として前年度新人戦の優勝校、準優勝校、第三位校は同一ブロックに分類せず、かつ各ブロック内でシード校とするが、新人戦参加校数によっては第三位校、準優勝校、優勝校の順にシード権で消失する場合がある。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 47 校　反対 1 校

（リーグ戦規約の準用）

第一一九条

男子及び女子リーグ戦規定は、本部の規定にこれを準用する。ただし試合の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

↓改正案

第一二一条

男子及び女子リーグ戦規定は、本連盟の規定にこれを準用する。ただし試合の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

新しく以下の案を追加することを提案させていただきました。リーグ戦で活躍する機会が少なかった選手にも活躍してもらう機会とするために新人戦を設けたという経緯を考慮してのことです。

（表彰）

第一二三条

表彰は、団体は上位三位まで、個人は新人の中で的中率上位十名までとする。

（投票）会議参加校 48 校　賛成 48 校

令和五年度研修会において議決が行われていない改正案

第二節 男子リーグ戦規定

（リーグ制）

- **リーグ新編成が議決されてから改正の必要が生じるので今回は議決を行なっておりません。女子リーグ戦規定についても同様です。**

第八八条

① 加盟校を一部、二部、三部、四部、五部に分類し、二部から五部をさらに a ブロック、b ブロックに分類する。ただし、各リーグ、ブロックの加盟校数は六校をもって限度とする。

② 加盟校がいずれのブロックに属するかは前年度の的中率によって abab…と分ける。的中率が同率の大学については、以下のように振り分けを行う。

一　前年度から同リーグに属していた大学については、前年度の勝率による振り分けを行う。

二　前年度は他リーグにおり、入替によって今年度から同リーグになった大学については、抽選による振り分けを行う。

③ その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

↓改正案

第九〇条

① 加盟校を一部・二部・三部・四部に分類し、二部三部はａ・ｂに分割、四部五部はａ・ｂ・ｃに分割(※分割数は仮とする)する。ただし、各リーグ、ブロックの加盟校数は六校をもって限度とする。

② 加盟校がいずれのブロックに属するかは、前年度の的中率によってａｂａｂ…もしくは、ａｂｃａｂｃ…と分ける。的中率が同率の大学については以下のように振り分けを行う。

③ その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

(③に関する補足として、本内容が受理された場合、本議決をもって委員会の議決とし、詳細確定は役員会が決定することとさせていただきます。)

（入替戦）

第九五条

① 一部と二部の入れ替え戦は、一部の四位および最下位と二部のａ・ｂブロックそれぞれの優勝校とで行う。二部のａ・ｂブロック優勝校の的中率により、高い方を一部の最下位と、低い方を一部の四位と対戦するものとする。

② 二部以下の入替戦は、ａ・ｂブロックそれぞれ上位リーグ最下位と下部リーグ優勝校との間で行う。

↓改正案

第九七条

① 各部間で入替戦を行う。

② 一部と二部の入替戦は、一部の最下位と二部のａ・ｂブロックそれぞれの優勝校との三つ巴で行う。

③ 二部と三部の入替戦は、以下のように組合せを行う。

一　二部ａｂ最下位二校のうち的中率下位と、三部ａｂｃ一位三校のうち的中率一位

二　二部ａｂ最下位二校のうち的中率上位と、三部ａｂｃ一位三校のうち的中率二位
三　二部ａｂ最下二位二校のうち的中率下位と、三部ａｂｃ一位三校のうち的中率三位
④ 三部と四部の入替戦は、以下のように組合せを行う。
一　三部ａｂｃ最下位三校のうち的中率三位と、四部ａｂｃ一位三校のうち的中率一位
二　三部ａｂｃ最下位三校のうち的中率二位と、四部ａｂｃ一位三校のうち的中率二位
三　三部ａｂｃ最下位三校のうち的中率一位と、四部ＡＢＣ一位三校のうち的中率三位

第三節 女子リーグ戦規定

（リーグ制）

第一〇〇条

① 加盟校を一部、二部、三部、四部、五部、六部に分類し、二部から六部をさらにＡブロック、Ｂブロックに分類する。ただし、各リーグ、ブロックの加盟校数は五校をもって限度とする。
② その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

↓改正案

第一〇二条

① 加盟校を一部・二部・三部・四部・五部に分類し、二部はＡ・Ｂに分割、三部四部はＡ・Ｂ・Ｃに分割、五部はＡ・Ｂに分割(※分割数は仮とする)する。ただし、各リーグ、ブロックの加盟校数は六校をもって限度とする。
② 加盟校がいずれのブロックに属するかは、前年度の的中率によってＡＢＡＢ…もしくは、ＡＢＣＡＢＣ…と分ける。的中率が同率の大学については以下のように振り分けを行う。
③ その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

(③に関する補足として、本内容が受理された場合、本議決をもって委員会の議決とし、詳細確定は役員会が決定することとさせていただきます。)

（入替戦）

第一〇六条

① 一部と二部の入れ替え戦は、一部の四位および最下位と二部のＡ・Ｂブロックそれぞれの優勝校とで行う。二部のＡ・Ｂブロック優勝校の的中率により、高い方を一部の最下位と、低い方を一部の四位と対戦するものとする。
② 二部以下の入替戦は、Ａ・Ｂブロックそれぞれ上位リーグ最下位と下部リーグ優勝校との間で行う。

↓改正案

第一〇八条

① 各部間で入替戦を行う。
② 一部と二部の入替戦は、一部の最下位と二部のＡＢブロックそれぞれの優勝校との三つ巴で行う。
③ 二部と三部の入替戦は、二部 AB の下位三校と三部 ABC の上位三校で行い、リーグ戦二部と三部入替戦の組合せに準じる。
④ 三部と四部の入替戦は、三部 ABC 各ブロック最下位三校と四部の上位三校で行い、リーグ戦三部と四部入替戦の組合せに準じる。
⑤ 四部と五部の入替戦は、四部 ABC 各ブロックの最下位三校と五部の上位三校で以下のように組合せを行う。

一　四部 ABC 最下位三校のうち的中率三位と、五部 AB 一位二校のうち的中率上位
二　四部 ABC 最下位三校のうち的中率二位と、五部 AB 一位二校のうち的中率下位
三　四部 ABC 最下位三校のうち的中率一位と、五部 AB 二位二校のうち的中率上位

（東西学生弓道選抜対抗試合出場資格）

- **慎重な議論が必要と考え今回は議決を行いませんでした。加盟校の皆様はご検討ください。**

第四条

①（省略）
②（省略）
③ 不戦勝の場合はその試合の射数を総射数に含めるが、不戦勝の場合はその総射数の場合に含めない。
↓改正案

第四条

①（省略）
②（省略）
③ 不戦勝により、総射数が六十射以上に満たず上位五名になった場合は、追加の二十射を引ける機会を設ける。